

令和7年度インバウンド県内周遊支援事業費補助金 交付要領

岩手県の交流人口拡大及び滞在日数の増加による観光消費額の拡大を図り、外国人観光客の県内周遊を促進することを目的として、県北や沿岸を目的地に含んだインバウンド県内周遊を図る旅行商品を催行した場合、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下、「規則」という。）及び令和7年度インバウンド県内周遊支援事業費補助金交付要綱（令和7年8月6日。以下「要綱」といいます。）により、次のとおり、予算の範囲内で令和7年度インバウンド県内周遊支援事業費補助金の交付を行います。

1 対象事業者等

補助対象事業者等については、次のとおりとします。

項目	内容
補助事業者	<p>次のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 海外の旅行業者</p> <p>(2) 旅行業法第3条又は第23条に基づく登録を受けている旅行業者及び旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者</p> <p>※ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</p>
補助金交付の対象旅行商品及び助成要件	<p>下記(1)～(6)の要件を満たすツアー（着地型ツアーを含む）とする。</p> <p>(1) 対象となる送客元の国・地域 台湾、韓国、中国、香港、東南アジア</p> <p>(2) ツアー実施期間 令和7年8月6日から令和8年2月28日に催行されたもの</p> <p>(3) 送客数 1ツアーにつき4名以上（外国人添乗員等を含む。）</p> <p>(4) 宿泊日数 岩手県内の宿泊施設で2泊以上<sup>※1</sup>。 ただし、県北または沿岸地域<sup>※2</sup>の宿泊施設を利用した場合は、1泊でも可。</p> <p>(5) 観光地の訪問 岩手県内の県北又は沿岸地域の観光地<sup>※3</sup>を1か所以上訪問</p> <p>(6) 移動手段 貸切バス・貸切タクシー・貸切ハイヤーを利用</p> <p>※1 2泊以上：1旅程内であれば連泊である必要はないこと。</p> <p>※2 県北または沿岸地域：本事業における県北・沿岸地域は下記のとおり。</p>

	エリア	市町村
	県北	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
	沿岸	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
	<p>※3 観光地：本事業における観光地の定義は下記のとおり。  景勝地、博物館、水族館、体験コンテンツの利用を行う施設、宿泊施設、飲食施設、道の駅、土産物店等。遊覧船の乗船、三陸鉄道の乗車。  ただし、コンビニエンスストア、ドラッグストア等、トイレ休憩のみの利用する施設は対象外。</p>	
補助金の額	定額 1名1泊あたり千円 ※ 補助金申請を行うことができる上限額は設けないが、予算の範囲内で補助金を交付するため、交付額を調整することがある。	

## 2 提出期日（募集期間）等

項目	内容
要綱第4の規程に基づき別に定める交付申請書の提出期日（受付期間）	1 申請期間 令和7年8月6日～令和8年2月13日 午後5時 ※ 旅行商品催行日の2週間前の午後5時（当該日が休日である場合は、その前日）までに申請書を提出すること。 ※ 受付期間中でも、交付決定額が予算額に達した場合は、受付を終了する。
	2 受付時間 午前9時から午後5時まで ※ 正午～午後1時を除く。 ※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。
	3 受付場所 岩手県庁2階商工労働観光部観光・プロモーション室
	4 申請書の提出方法 メール ※ 記載内容や書類に不備があった場合は、受付せずに修正を指示する場合があります。
交付決定等	申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行う。（申請内容が適当であると認められるときに、予算の範囲内で交付金の交付決定を行うもの。）
要綱第7の規定に基づき別に定	事業内容を変更、中止又は廃止する場合は、速やかに変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出すること。ただし、助成対象経費の50%以内の減

める事業の変更 (中止・廃止)承認申請提出期日	少については、この限りでない。
補助金の額の確定	補助金は、実績報告書の提出後、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
補助金の支払い	補助金は、実績報告に基づき額を確定したのち、支払う。 ただし、送金は4半期毎とする。
実績報告書及び請求書等提出期限	補助事業が完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から20日を経過した日を提出期限とする。
要綱第4の規程に基づく提出書類等 (手続き書類)	<p><b>【交付申請】</b></p> <input type="checkbox"/> 令和7年度インバウンド県内周遊支援事業費補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 内訳書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 行程表(任意様式) <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる資料(通帳の写しなど) <p><b>【事業変更(中止・廃止)承認申請】</b></p> <input type="checkbox"/> 令和7年度インバウンド県内周遊支援事業(変更・廃止)承認申請書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 内訳書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 行程表(任意様式) <p><b>【補助金請求書】</b></p> <input type="checkbox"/> 令和7年度インバウンド県内周遊支援事業費補助金請求書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 令和7年度インバウンド県内周遊支援事業費補助金実績報告書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 内訳書(様式第2号) <input type="checkbox"/> 行程表(任意様式)
提出先	宛先：岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国際観光担当 メール：AE0006@pref.iwate.jp

(問い合わせ)

**【受付時間】**

午前9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までを除く

※ 土曜、日曜、祝日を除く

**【問い合わせ先】**

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国際観光担当(岩手県庁2階)

電話：019-629-5573

ファクス：019-623-2001

メール：AE0006@pref.iwate.jp